最終更新日：2017年3月31日
株式会社ハウスフリーダム
代表取締役社長 小島 賢二
問合せ先：取締役 森光　哲也　TEL 072-336-0503
証券コード：8996
http://www.housefreedom.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社会・経済環境の変化に即応した的確な意思決定やリスクマネジメントのできる組織・機能を確立するとともに、経営の公正性・効率性・透明性を高め、コンプライアンス体制の充実、アカウンタビリティー（説明責任）を強化してコーポレート・ガバナンスを一層強化することであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は基本原則すべてを実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
山西　みき子	965,000	23.48
株式会社オーエフコーポレーション	781,000	19.00
ＶＴホールディングス株式会社	556,300	13.54
小島　賢二	204,000	4.96
森光　哲也	200,000	4.87
ハウスフリーダム従業員持株会	164,000	3.99
増田　直樹	120,000	2.92
日新火災海上保険株式会社	100,000	2.43
若杉　精三郎	60,000	1.46
軽本　勝	40,000	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人は、「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、相互に連携を行い、会計上の重要事項のアドバイスも含め、各々の意見交換をもって相互連携に努めております。
また、「内部監査計画書」の作成及び内部監査実施後のその結果報告等により、内部監査担当者と監査役は定期的な情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　誠英	他の会社の出身者									○				
松岡　宏治	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　誠英	○	ＶＴホールディングス株式会社 専務取締役	同氏は主要株主であるＶＴホールディングスの専務取締役であり、当社とＶＴホールディングスの関係は、当社株式の13.54%を保有する主要株主ですが、同社は支配株主ではなく、また、当社の意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いことから、一般株主と利益相反は生じないと考えており、独立役員としての要件を充たしていると判断しております。
松岡　宏治		松岡会計事務所代表	同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する専門知識と豊富な経験があることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏が代表を務める松岡会計事務所との間に顧問契約を締結しておりましたが、平成29年３月23日をもって解除しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、業績・企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプションを付与いたしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役・従業員を対象に、付与時点までの功績と将来の貢献期待に応じ、業績・企業価値向上へのインセンティブ目的として付与いたしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年12月期における当社の役員報酬は以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額 76,950千円
監査役の年間報酬総額 12,300千円（うち社外監査役3,000千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外監査役を補佐する担当部署はありませんが、社外監査役に必要な情報は人事総務部から提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、社外監査役2名を選任し、取締役の業務執行について定款等の法令遵守状況を確認しております。
また、当社の業務執行、監査・監督の方法については次のとおりであります。

1．取締役会を取締役・監査役の出席で月1回以上開催し、経営方針・経営計画の策定・決定及び業務執行状況の確認、並びにその他法令で定める事項・経営に関する重要事項を審議決定しております。

2．経営会議を取締役・監査役の出席で原則として月2回開催し、経営方針・経営計画及び業績の進捗状況について活発な議論が交わされ、迅速な意思決定がなされております。

3．監査役は取締役会に出席し、常にコンプライアンスの状況等を確認しており、常勤監査役は経営会議・部長会議・その他の会議にも出席し、公正な立場をもって積極的・客観的な意見を述べ、業務監査を通じて業務執行の適法性・妥当性・健全性・効率性をチェックしております。

4．内部牽制については、監査室が定期又は臨時の内部監査を実施し、各部門の内部統制の機能状況・リスク管理状況等のチェックを重点的に行っております。会計監査については、三優監査法人と監査契約を締結しており、平成27年3月20日開催第20回定時株主総会にて同法人を会計監査人に選任しております。当社の会計監査を担当した公認会計士は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名等
業務執行社員：鳥居陽、坂下藤男
会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士3名、その他6名

5．取締役・監査役の指名については、取締役については、取締役相互の協議の上、業務経験等を勘案して、候補者を選定し、株主総会における承認を受けることとしております。監査役については、取締役及び監査役が協議の上、業務経験、取締役からの独立性等を勘案して、候補者を選定し、株主総会における承認を受けることとしております。

6．取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会における報酬限度額に関する決議結果を踏まえ、取締役報酬は、取締役会において決定を行っており、監査役報酬は、監査役相互の協議に基づき決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、迅速な意思決定及び経営の公正性、効率性、透明性を高めながら、着実に業績を向上させ、企業価値を最大化することが経営上重要課題であると考えており、当社の企業規模、事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、原則、集中日を避けた日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「投資家情報」を設け、決算情報、適時開示資料、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室内に設置しております。	
その他	福岡証券取引所において年2回の決算発表、適時開示規則に基づいた開示を実施している他、定時株主総会終了後の会社説明会の開催や福岡証券取引所が主催する個人投資家向けIRフェアに参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念を基に、企業活動を行うための基本方針及び行動基準として「ハウスフリーダムコンプライアンス行動基準」を定めており、各ステークホルダーの尊重について規定しております。
その他	金融商品取引法関連法規及び福岡証券取引所の規則の定めに従い、適時適切な情報の開示を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制構築の基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて内部統制システムを適切に構築し、運用しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 法令及び定款に適合することを確保するために、当社の経営理念「我々は、住宅産業を通じて価値創造し、人々に夢と希望の創出を永続することが、社会貢献であり、企業としての宿命であると考える。」に基づき行動し、法令及び定款並びに社内規程を誠実に遵守する。
⑵ 重要事項が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに人事総務部に情報が集約され、取締役会に対して報告がなされ適切に対応するとともに、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程を定め、未然防止に取り組んでいる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告についての資料や株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報については、取締役会規則や文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存･管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 経営会議において、各部門の報告書等から日々のクレームや問題点等の対応を確認し、事前防止を図っている。
⑵ 危機管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応部門を定め、リスク管理マニュアル等を整備、情報セキュリティポリシーを規定し、社内規程とともに全社員に周知徹底を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規則等の社内規程に基づき、経営上の重要な項目について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督する。
⑵ 経営会議を開催し、取締役会の審議検討を充実させるための事前審議を行い、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っているほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づき、各職位の責任･権限や業務を明確にしている。

5．当社グループの業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める子会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る報告の資料や情報について、経営会議において報告を求める。
⑵ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社が定めるリスク管理規程及び子会社管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題･対応策を審議する。
⑶ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中長期的なビジョンとして中期経営計画書を定期的に策定し、さらにそれを具体化するため、毎事業年度の当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
⑷ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して決定する。また、監査役の業務補助のための監査役スタッフは、監査役の指揮･命令に服する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

8．監査役への報告に関する体制
⑴ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
･監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、部長会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。
･取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて会社に重要な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。
⑵ 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
･当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
･法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に遅滞なく報告する。
･内部通報制度の担当部署は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に報告する。

9．監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、前払又は償還する。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 監査役は、監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。
⑵ 取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
⑶ 監査役は会計監査人から会計監査の計画及び結果について定期的に説明を受けるとともに、情報交換等を行い、連携を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
倫理･コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程等の社内規程に反社会的勢力への対応を定め、組織的対応を行うとともに、外部専門機関や顧問弁護士等との連携や情報共有を行うことで、関係を遮断排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制構築の基本方針、倫理･コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行うに際して、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としております。
この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、外部専門機関や顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

当社の内部統制システムは以下の図のとおりであります。

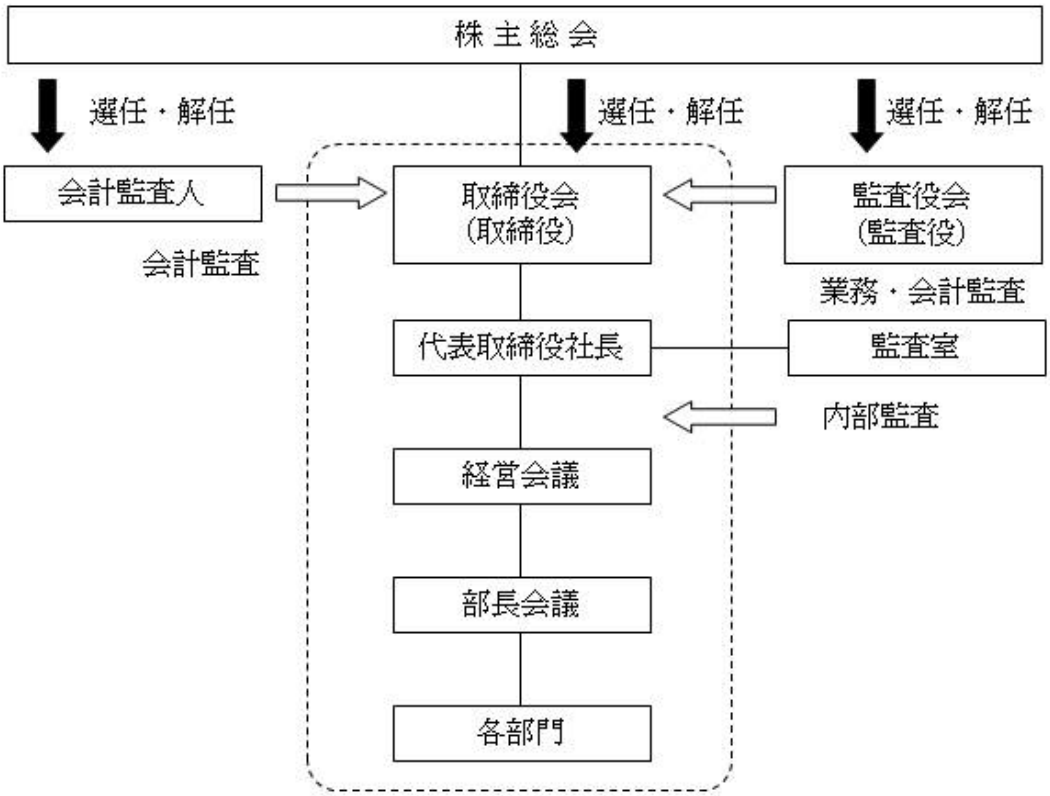

当社の適時開示に関する情報の流れは以下の図のとおりであります。

